

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年11月5日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

小倉正義，貝阿彌誠（委員長），清弘正子，高橋善久，谷岡孝範
谷口恵美，月山純典，津山理美，畑 純一，堀川晶伸，山内義正

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

川西和歌山簡易裁判所裁判官，西川庶務課長，松本民事首席書記官，
安井刑事首席書記官，藤田事務局長，木村家裁総務課長，
小西家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回，意見があった裁判員制度の広報について，これまで所長がラジオ番組に出演したことや小学生を対象とした模擬裁判を行ったことなど，裁判所の取組状況について報告した。

5 「調停の概要」及び「調停の問題点」についての説明

パワーポイントを用いて、「調停の概要」及び「調停の問題点」についての説明を行った。

6 意見交換等

テーマ「民事調停の手続について」

◎ 訴訟手続の場合、常に判決で解決されるだけではなく、和解という話し合いによる解決もあるので、補足しておく。また、民事調停の事件数が平成17年以降、大幅に減少しているが、これは特定調停事件の減少によるもので、現在の件数は、特定調停が制度化される前の件数に戻ったといえる。

それでは、意見交換をお願いします。

● 民事調停は平均2回で終了という説明があったが、合意が成立した事件の平均回数は分かるか。

■ 結果別の件数はわかるが、結果別の実施回数は分からない。

◎ 実際に事件を見ていると2、3回の期日で成立している事件が多いと思う。

● 裁判官と調停委員の評議では、実際にどのようなことを話しているのか。

■ 双方の主張の法律的問題や長期化している事件の進行などを相談している。

◎ 調停案を提案する際や法的な判断が必要とされる場合、調停を打ち切るかどうかの判断の際などにも相談をしている。

● 調停については、妥協による解決を図るものや法的観点からの結果に沿った解決を図るものなどがあると思うが、裁判所としてはどのような調停をしたいと考えているのか。

◎ 和解では、判決を見据えながら進行することがあるが、調停では、

柔軟に実情に即した形での合意形成を重視し、当事者が合意すれば、法的観点からの結果から多少ずれていても良いと考える。

- 弁護士が調停制度を利用するメリットがあまり見えないので、調停委員には、医師や税理士などの専門家の調停委員がいることなどの特徴を幅広く宣伝する方が良いと思う。
- ◎ 実際の事件においては、専門家の調停委員についてどのように指定しているのか。
- 調停委員2人のうち、1人について専門家の調停委員を、もう1人は一般の調停委員を指定することが多い。
- ◎ 調停に関する広報について、御意見をいただきたい。
- 調停は互いの権利主張の中でいかに解決するかということが問題なので、権利を主張するのみではだめだということを手続の中で当事者に分かってもらう必要がある。
- ◎ 実際に申立てがあれば、職員から調停手続についての説明を受けることができるので、当事者は調停制度のことはよく分かると思う。事件数が減っている状況を見ると、広報をしきれていないのではないかと思う。
- 件数が増えれば良いというものではない。
- 訴訟が増えて調停が減っているということは、調停を経ずにいきなり訴訟をしている事案が多いということか。
- 訴訟の増加は、過払い請求訴訟が増えていることが原因で、必ずしも調停利用者が訴訟に流れているということではないと思う。
- 市民相談の担当者が調停制度を理解していないこともあるという話があったが、調停手続を勧めるためにも、例えば、事例集を提供するなどすれば、調停が適している事案を説明しやすいと思う。
- 庁によって職員数のバランスが悪いのではないか。調停の期日が

1 か月先にしか入らない庁もあると聞く。

- ◎ 簡易裁判所では、最低週 1 回は期日を開くことができる。
- 当事者双方に代理人がついていて、調停委員も弁護士有的时候には期日は入りにくい。
- パンフレットを見ると調停委員にはどのような人がなっているのかという説明が不十分だと思う。
- ◎ 調停委員には、どのような人がいるというイメージを持っていたか。
- 家事調停委員なら民生委員のような人というイメージをもっていた。
- 離婚関係には調停制度を利用しようと思うが、それ以外の紛争のときに調停を利用するという話は聞いたことがない。裁判所での解決は裁判から始めるというイメージが強い。弁護士に相談すると高そうなイメージがあり、まず、市役所に相談に行くというイメージを持っている。

調停手続の利用者を増やすとなると費用の問題があるが、マスメディアに依頼するという手もある。

- 「調停」というキーワードで新聞のデータを検索したところ、300 件くらいヒットしたが、8 割は調停委員の栄典関係で、調停の内容の記事が見当たらなかった。非公開の手続で、内容を公表しづらいのは分かるが、モデルケースを公表すればいいのではないか。
- 直接市民に対して広報していくことが大切だと思う。何かトラブルがあって悩んだ場合、生活センターや市役所の相談窓口には行くから、そこの担当者に調停制度の広報をしていけば良いと思う。
- 調停の申立ては、窓口で直接個人の方が来ることが多いのか。
- 市役所の相談窓口や法テラスで紹介されて来の方が多い。

- 広報の相手は、窓口相談担当者を対象とする方が良いと思う。

調停事件の潜在的な需要を掘り起こすというのはどういうことか。
- ◎ 事件が減ったから増やそうというようなものではなく、調停は申立手数料が安く、公平中立な立場の調停委員会のもとで話し合いをし、紛争の解決をする手続だから、もっと利用して欲しいということから広報を考えている。
- 弁護士へ依頼する場合、依頼者自身に譲歩する気がない事案が多いため、調停手続は使いづらい。また、調停に適する事案に接した場合は、裁判所がやさしく手続説明をしてくれるからと、本人による申立てを勧めることもある。
- 労働基準局では個別労働紛争を解決するための紛争調整委員会によるあっせん制度を行っているが、その制度の場合、事前に当事者から色々と聞き、期日は一回限りという方法をとっており、期日が開かれると成立する率が高いようだ。

調停でも、期日の回数を、例えば予め2回と決めておいて話を進めると各期日における話し合いが凝縮されて、良いのではないか。
- ◎ 確かにいつ手続が終わるのか分からないというのは、利用する側からすると怖い面があるので、回数を目安みたいなものはあった方がよいのかもしれない。しかし、基本的に2回に限定するというのは難しいと思う。
- △ 広報するなら、調停の事例を具体的に紹介したりするほうが良いと思う。例えば、裁判員裁判の広報のように模擬調停などを行うほうが良いのではないか。
- 裁判外の紛争解決機構（ADR）について、行政書士のADRなどいくつかのADRがあるが、安くて親切で、成立した場合の報酬も不要なので、一番のライバルは裁判所の調停手続である。

- ◎ 次に女性の調停委員の確保についてはいかがか。
- どのような肩書きの方が調停委員になれるのか。
- ◎ 社会生活上で豊富な知識を有する方で人格識見が高ければ、特に専門知見や肩書きは必要ない。実際に主婦の調停委員もいる。
- 現在、和歌山簡易裁判所所属の女性調停委員は4名で、県の市民相談員、行政書士、薬剤師及び弁護士である。
- 調停手続において、どのような事件を扱うのか分かっていないため、できるのかどうか判断がつきにくい。調停委員になるためには、立候補すればよいのか。
- ◎ 立候補のほか、団体からの推薦もある。
- 行政書士会などに推薦依頼をすれば、結構、調停委員になってくれるのではないか。
- 専門的な職種について、特に女性限定で推薦依頼していない。
- 推薦依頼の段階で女性希望であるという形をとってはどうか。
- 資格のない一般的な女性の確保は難しいのではないか。
- ◎ 会社に勤務している方に調停委員になっていただくことは難しい。
- 調停委員の勤務時間や業務の内容などが分かりにくい。
- ◎ 月に1, 2回で、午前10時から12時までと午後1時30分から4時くらいまでという感じである。
- 以前、コミュニケーションに関する講座を平日に開いたが、受講者にはボランティアで相談員をされている方がいた。そういう人なら調停委員を引き受けてくれるのではないか。調停委員の勤務条件や、当事者が妊婦の場合には女性調停委員が必要であるとか、具体的な事例が分かれば、希望者は増えるのではないか。
- 調停委員になれば、報酬ももらえるのか。
- 旅費や日当を支払うが、それほど多くはない。

- 専門的知見を有しない一般的な方が調停委員になる場合，どのようにして選ばれるのか。どこかへ推薦依頼することになるのか。
- 調停委員から紹介されることが一番多いが，自薦で申込みできる。
- 一般の女性は自薦されることが多いのか。
- そうである。
- 研修などは行っているのか。
- 調停委員になった後に研修を行うし，調停委員の任意の集まりである調停協会が主催する勉強会などもある。
- 社会福祉協議会の後見人などに声をかけてみてはどうか。
- 調停で合意したにもかかわらず，履行しない人がいると思うが，そのような場合は泣き寝入りすることになるのか。
- ◎ 調停調書は判決と同じ効力があるので，強制執行をすることができる。
- 金銭関係は暴力団が関与することが多く，調停事件は難しくないか。
- 調停は，当事者双方の合意がないと成立しないので，当事者が期日に出席することが前提となる。御質問の例では欠席することが多い。

7 次回委員会の意見交換テーマ

簡易裁判所の窓口について

8 次回委員会の開催日時

平成23年5月17日（火）午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会